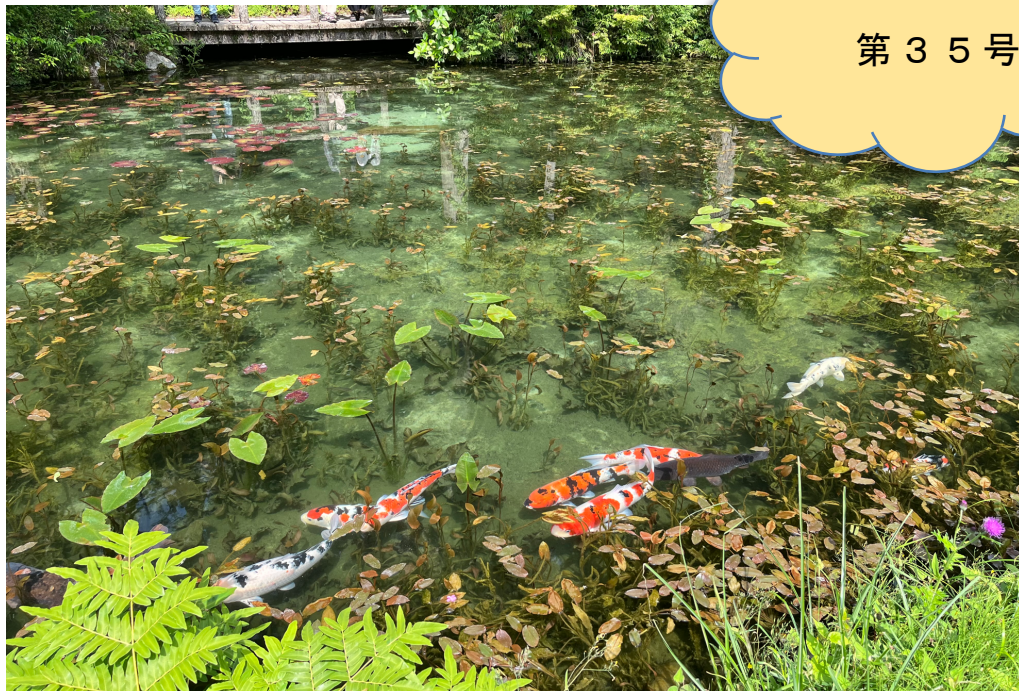


中部環境計量士会だより

2025年7月31日発行

第 3 5 号



【写真】 モネの池に遊ぶ錦鯉とアザミ (大野会員撮影)

目 次

1	2025年度総会報告	2
2	最近実施した行事	2
3	計量法入門	5
4	環境関係法令等の動き	7
5	会員だより	
	「何とか登った日本百名山 15」	9
	「計量法入門」について	12

1 2025年度総会報告

中部環境計量士会の総会が2025年5月24日(土) 13時30分から株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センターで、18名の会員の出席と別に10名の委任状提出者の下で開催され、4議案が可決されました。以下にそれらの内容を紹介します。

○第1号議案 2024年度活動報告及び収支報告

(1) 2024年度活動報告

①総会 2024年6月22日(土) 大同特殊鋼健保会館 会議室

出席者：14名、委任状 16名 合計 30名

②講演会 2024年12月21日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

「PFASの分析方法について」

講師：名古屋市環境科学調査センター 長谷川瞳様

③見学会 2024年11月15日(土) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 核融合科学研究所

④勉強会 2024年12月21日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

「ラズベリーパイ(シングルボードコンピュータ)と応用について」 木村正人会員

⑤「中部環境計量士会だより」の発行

第33号(2024年7月31日)と第34号(2024年12月25日)を発行

⑥会誌「緑野」の発行

第63号(2025年3月31日)を発行

⑦会員あて情報の提供

愛知県環境政策部の講演会、NP0法人地中熱&地下水資源活用NETの講演会、名古屋市環境科学調査センターの研究発表会及び愛知県環境調査センターの研究発表会の情報を会員に配信しました。

(2) 2024年度収支報告(別紙1)

(3) 会員異動

退会者2名。会員数は2025年4月現在で47名

○第2号議案 2025年度役員改選

○第3号議案 2025年度行事計画

○第4号議案 2025年度収支予算(別紙2)

第1号議案から第4号議案が承認されました。

2 最近実施した行事

【講演会】

2025年5月24日(土) 15時15分～16時45分

演題：「南極観測 ―「ふじ」の時代が教えてくれたこと―」

講師：名古屋大学名誉教授 岩坂泰信様

別紙1 2024年度 収支決算書

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月31日

一般会計

1. 収入の部

単位:円

科目	2024年度予算	2024年度決算	増減	備考
1.会費	204,000	192,000	△ 12,000	4,000円×48名 (2024年度分×47名 +2023年度分×1名)
2.前年度繰越金	86,544	86,544	0	
3.その他の収入	0	31,126	31,126	寄付・利子
合計	290,544	309,670	19,126	

2. 支出の部

科目	2024年度予算	2024年度決算	増減	備考
1.総会費	0	0	0	会場費、設備利用料 *1
2.役員会費	15,000	9,150	△ 5,850	交通費
3.印刷費	120,000	102,740	△ 17,260	緑野63号(2025年3月発行)100部印刷代、 振込手数料、コピー代他
4.通信費	25,000	19,805	△ 5,195	緑野63号発送費、メールアドレスのない会員 宛て総会議事録・勉強会案内等の発送費
5.講演会・見学会・勉強会	50,000	10,190	△ 39,810	講師謝礼、飲み物代
6.事務局委託費	20,000	20,000	0	愛環協に支払
7.原稿謝礼	25,000	15,000	△ 10,000	緑野63号・中部環境計量士会だよりの原稿
8.事務用品費	8,000	2,527	△ 5,473	用紙、プリンターインク代他
9.予備費	27,544	10,596	△ 17,306	弔慰金
小計	290,544	190,008		
次年度繰越金	0	119,662	119,662	
合計	290,544	309,670	19,126	

*1 2024年度総会会場は大同分析リサーチ様から無償貸与

積立金

1. 収入の部

単位:円

科目	2024年度予算	2024年度決算	増減	備考
1.前年度繰越金	36,000	36,000	0	
2.今年度積立金	0	0	0	
合計	36,000	36,000	0	

2. 支出の部

科目	2024年度予算	2024年度決算	増減	備考
1.HP更新費用	0	0	0	レンタルサーバー契約期限は2026年3月31 日のため2024年度は発生しない
2.50周年記念行事	0	0	0	
小計	0	0	0	
次年度繰越金	36,000	36,000	0	積立金合計として36,000円
合計	36,000	36,000	0	

予算額に過不足が生じた場合には、会長においてそれぞれの科目から流用することができる。

別紙2 2025年度 収支予算書

自 2025年 4月1日

至 2026年 3月31日

一般会計

1. 収入の部

単位: 円

科目	2024年度予算	2025年度予算	増減	備考
1.会費	204,000	196,000	△ 8,000	4,000円×49名(2025年度分×47名+2023年度×1名+2024年度分×1名)
2.前年度繰越金	86,544	119,662	33,118	
3.その他の収入	0	0	0	
合計	290,544	315,662	25,118	

2. 支出の部

科目	2024年度予算	2025年度予算	増減	備考
1.総会費	0	0	0	会場費、設備利用料 ※1
2.役員会費	15,000	15,000	0	交通費、会場費
3.印刷費	120,000	120,000	0	コピー代、緑野64号(2026年3月発行予定)100部印刷代、振込手数料
4.通信費	25,000	25,000	0	緑野64号の発送費、メールアドレスのない会員宛総会議事録・勉強会案内等の発送費
5.講演会・見学会・勉強会	50,000	50,000	0	講師謝礼、会場費
6.事務局委託費	20,000	20,000	0	愛環協に支払
7.原稿謝礼	25,000	25,000	0	緑野64号・中部環境計量士会だよりの原稿
8.事務用品費	8,000	8,000	0	用紙、プリンターインク代等
9.ホームページ管理費	0	22,000	22,000	HPバックアップ用SSD等
10.予備費	27,544	30,662	3,118	
合計	290,544	315,662	25,118	

※1 2025年度総会会場は大同分析リサーチ様から無償貸与

積立金

1. 収入の部

単位: 円

科目	2024年度予算	2025年度予算	増減	備考
前年度繰越金	36,000	36,000	0	
合計	36,000	36,000	0	

2. 支出の部

科目	2024年度予算	2025年度予算	増減	備考
HP更新のための引当金	36,000	36,000	0	レンタルサーバー契約期限は2026年3月31日のため、2025年度中に更新する
合計	36,000	36,000	0	

予算額に過不足が生じた場合には、会長においてそれぞれの科目から流用することができる。

3 計量法入門

1 計量制度と計量法

皆さんは、ガソリンスタンドで車にガソリンを入れた際、その表示された量例えば35リットルが本当に正しいのか考えたことがありますか。おそらくそれが正しいかどうか疑う人はまずいないでしょう。

そのガソリンスタンドの計量器（燃料油メーター）は、計量法に定めた仕組みが正確さを確保しています。

水道の水道メーターや電気の電力量計、体温計、体重計なども、量を測る身近な計器です。

計量法はそれらの正確さを守る仕組みを定め、日々の生活と密接な関りがあります。そしてキログラム、リットル、メートルなどよく耳にし、日常用いる単位も定めます。

このコラムでは「計量法」について紹介します。皆様からのご意見やご批判をお寄せください。



計量法を中心にした計量制度は、貨幣制度とともに経済活動の根幹をなす基本的な制度の一つです。従って古くからその制度が整えられてきました。奈良時代に遣隋使や遣唐使が中国から度量衡制度を伝え、大宝律令（701年）を制定して唐に倣い法制度を確立しました。その制定の結果2種の寸法が定められました。安土桃山時代に豊臣秀吉が太閤検地を行った際に統一した計量制度も知られています。検地に使った石田三成の署名のある、1尺の長さを定めた検地尺が今も遺されています。^{1) 2) 3)}

その後世界が共通に用いる単位として、革命下のフランスでメートル法が考えられ、時を経て、1875年にメートル条約が締結されました⁴⁾。そして10年後の1885年に日本はメートル条約に加盟します。そして1891年にメートル法を標準とする尺貫法の度量衡法を制定し、近代的な計量制度を整えました。その後1921年にメートル法を主体に、尺貫法から移行を進めます。戦後1951年に度量衡法を計量法と改称し、単位の対象を拡大するなど全面的に改正します。なお土地・建物の取引も含め、メートル法への完全な移行は、1966年まで45年を費やしました。

しかしそのメートル条約により各国で採用されたメートル法は、時間の経過とともに国そして分野によりCGS単位系やMKS単位系、重力単位系など異なる複数の単位系が使われ、不都合を生じてきます。そのため国際度量衡総会^{*1}は、1954年にMKS単位系に基づく国際単位系（SI）^{*2}を世界共通の単位に採択します。その国際単位系に計量単位を整合させるため1993年に全面改正したのが、現行の計量法です。法定計量単位は、猶予期間の後1999年完全にSI、国際単位系に切り替わりました。

このように計量法は取引や証明に用いる単位や計量器そして商品量目制度や特殊容器などのルールを定め、経済の発展や国民生活の向上などに寄与しているのです。

（注）*1 メートル条約に基づき設立されたメートル条約加入国の最高決定機関

*2 Le Systeme International d' Unites

参考文献

- 1) 安良城盛昭. 太閤検地と石高制. 日本放送協会. 1969. p134-135. (NHKブックス, 93)
- 2) 前田邦夫. 「計量法」の体系: 新人教育, 特集. 計量管理. 1986, 35(4), p. 218.

- 3) 山川正光. トコトンやさしい単位の本. 日刊工業新聞社. 2002, p. 16.
4) 小泉袈裟勝. 単位のいま・むかし. 日本規格協会. 1992. p. 131.

2 計量法の目的

2.1 目的

計量法は、第1条に「**計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする**」と定めます。

堀内道一著『計量法逐条解説』（1975）⁵⁾によると「計量法の直接の目的は、『計量単位の統一及び適正な計量の実施』です。そのため計量法は

- ①計量の基準について客観性の維持及び統一性の確保
- ②正確に計量すべき意思の強制
- ③正確な計量器の確保

の三つを図る」としています。少し古い図書であり計量法もその後何度か改正されていますが、その目的と方法の説明は、基本的に今も同じであろうと思います。

2.2 計量の基準

「**計量**」は、何かをはかることであり、ごく簡単に言うと例えば犬が3匹、スズメが2羽、水が1杯のように対象がどれだけあるか具体的に表現し示します⁶⁾。つまり対象の量がある一定の量の何倍に相当するかにより表します。このある一定量が計量の基準であり計量単位です。

「**計量基準を定め**」とは、計量単位を決めて計量の基準を確定することです⁷⁾。即ち計量の基準として統一性のある「**計量単位**」を定めます。統一性がなければ混乱を招きます。

計量単位は、使用を強制し、そして国際的にも統一させます。

当初のメートル法は、長さの単位「メートル」を子午線の4000万分の1と決めました。現在の基準は、1秒の299,792,458分の1の時間に光が真空中を伝わる長さとなっています。

そうした単位を具体的に法令に定めます。

2.3 適正な計量の実施

「**適正な計量の実施を確保**」とは、正確に計量するよう計量を行う人に強制し、その計量に使う正確な計量器の供給を確保することです。商品の正味量の表示、正確な計量の義務、計量器の構造や検定・検査・校正の制度、計量証明や計量士の制度、製造事業者の届出制度などを定めます。

適正な計量の実施の確保は、あらゆる分野の計量を対象に考えており、事業者との取引関連の計量だけに限定していません⁸⁾。

そうした仕組みにより、計量法は、社会及び生活に必要な正確な計量を確保し、経済の発展と文化の向上を図ります。つまり計量単位の統一と適正な計量の実施により、取引の安全確保・産業活動・企業運営の合理化、家庭生活の合理化、消費者保護、学術・科学振興の確保ができると考えているのです。

例題 1 計量法の目的

計量法第1条の法の目的の規定について、次の（ア）～（ウ）に入る適切な語句を、下段の①から⑨の中から選りなさい。

第1条 この法律は、計量の（ア）を定め、（イ）な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び（ウ）の向上に寄与することを目的とする。

① 標準 ② 適切 ③ 基準 ④ 文化 ⑤ 適正 ⑥ 最適 ⑦ 規定 ⑧ 生活 ⑨ 技術

経済産業省HP「過去の計量士国家試験問題」⁹⁾を参考に編集

参考文献

- 5) 堀内道一. 計量法逐条解説. 第一法規. 1975. p2.
- 6) 佐藤克哉. Special Issue: 計量法を知っていますか. 会社法務A2Z. 2017, (126), p. 43.
- 7) 堀内道一. 計量法逐条解説. 第一法規. 1975. p8.
- 8) 堀内道一. 計量法逐条解説. 第一法規. 1975. p10.
- 9) 経済産業省ホームページ「計量行政」「過去の計量士国家試験問題」
https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/23_kakomon.html (参照2025-07-31)

4 環境関係法令等の動き

(2025年7月31日現在の情報です。最新情報は省庁のホームページでご確認ください)

○大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）等の一部を改正する省令 令和7年2月17日 環境省令第4号

- ・一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、水銀濃度の測定は、連続測定法を導入することとし、併せて記録・保存義務を規定した。
- ・銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る水銀の排出基準を見直した。
- ・石炭ガス化複合発電施設（IGCC）についての排出基準を新たに定めた。
- ・令和7年10月1日から施行

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_04350.html

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について 令和7年3月3日 環境省令第6号・環境省令第7号

1) し尿処理施設の放流水の基準

- ・大腸菌群数 3,000個/cm³ → 大腸菌数 800CFU/mL

2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場の放流水及び保有水等の基準

- ・六価クロム化合物 0.5mg/L → 0.2mg/L
- ・大腸菌群数 3,000個/cm³ → 大腸菌数 800CFU/mL

3) 廃棄物最終処分場の周縁地下水及び産業廃棄物の安定型最終処分場の浸透水の基準

- ・六価クロム 0.05mg/L → 0.02mg/L

4) 施行日

- ・令和7年4月1日から施行（大腸菌数に係る改正）

- ・令和8年4月1日から施行（六価クロム化合物及び六価クロムに係る改正）

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_04498.html

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令（昭和52年総理府令第38号）の一部を改正する省令等の公布について 令和7年3月3日 環境省令第8号

1）昭和48年総理府令第6号の一部改正

- ・汚泥についての溶出試験の基準

カドミウム又はその化合物 0.1mg/L以下 → 0.03mg/L以下

六価クロム化合物 0.5mg/L以下 → 0.2mg/L以下

トリクロロエチレン 0.3mg/L以下 → 0.1mg/L以下

- ・廃酸又は廃アルカリの基準

カドミウム又はその化合物 0.1mg/L以下 → 0.03mg/L以下

トリクロロエチレン 0.3mg/L以下 → 0.1mg/L以下

- ・令和7年10月1日から施行

2）昭和52年総理府令第38号について所要の改正を行った。

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_04529.html

○水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚労省告示第261号）の一部を改正する告示 令和7年3月26日 環境省告示第25号

- ・シアン化物イオン及び塩化シアンの検査における発色剤の溶媒に、有害性の低いエチルアルコールを使用することを可能とした。
- ・有機物(全有機炭素(TOC)の量)の検査法について、新たに連続自動測定機器による全有機炭素計測定法を追加した。
- ・令和7年4月1日から適用。

出典：国土交通省ホームページ「上下水道」 <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001880012.pdf>

○公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示の公布について 令和7年3月31日 環境省告示第35号～環境省告示第46号

- ・各基準で引用している日本産業規格JISK0102（工場排水試験方法）は、JISK0101（工業用水試験方法）と統合し、JISK0102（-1, -2, -3, -4, -5）工業用水・工場排水試験方法として、新たに5部編成の規格群として令和6年10月21日に分冊化が行われた。

分冊化に伴い、規格番号の変更が行われたことに加えて、分析技術の向上に対応した新たな分析方法が導入されたため、所要の告示改正を行うこととなった。

- ・改正された告示の対象は、公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準の測定方法の他に、特定悪臭物質の測定、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法が一部改正された。
- ・令和7年4月1日から施行

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_04717.html

○水質基準に関する省令（平成15年厚労省告示第101号）の一部を改正する省令 令和7年6月30日
環境省令第19号

- ・水道水質基準に PFOS及びPFOAを設定、基準値はPFOS及びPFOAの合算値で0.00005mg/L以下。
- ・令和8年4月1日から施行。

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」https://www.env.go.jp/press/press_00075.html

○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正 令和7年6月30日 内閣府告示第105号

- ・清涼飲料水の成分規格に、PFOS及びPFOAを設定、基準値はPFOSとPFOAの合算値として0.00005mg/L以下。
- ・令和7年6月30日から施行。ただし、令和8年4月1日前に製造され、または輸入された水については従前の例によることができる。

出典：令和7年6月30日官報号外第147号

○「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示の公布について」 令和7年7月28日 環境省告示第63号・64号

- ・JIS分冊化に合わせて規格番号の整合を図ったものであり、検定の方法に改正はない。
- ・産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正については令和7年10月1日から施行。

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」https://www.env.go.jp/press/press_00165.html

5 会員だより

『何とか登った日本百名山 15』

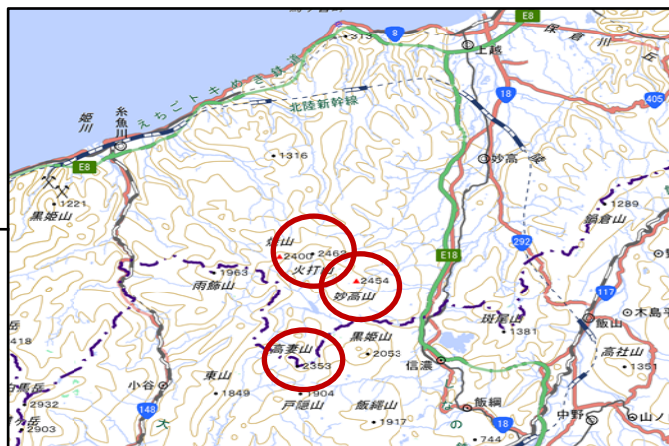
— 33妙高山 34火打山 35高妻山 —

田中義身

カメラ（一眼レフ）を使いだした頃は露出、シャッター速度、ピントなどの調節が必要でした。そのうち自動化や小型化が進み、さらにモニターを見ながら何百枚も写真が撮れ、フィルム・現像を必要としないデジタルカメラが出てきて、山登りでの写真撮影は非常に楽になりました。そのため後から登った山ほど撮影枚数が多い傾向になっています。特に物覚えが悪くなってきてからは、山での行動の記録には非常に有難い道具です。

新潟県と信越国境にある 33妙高山、34火打山、35高妻山に登った記録を紹介します。いずれも長野市から近い山です。妙高山と火打山は同じ日に続けて登りました。

国土地理院地図（電子国土Web）を加工



3 4 火打山 (2462m) 2006年8月7日 (月) 単独

火打山の麓には高谷池(こうやいけ)や天狗の庭と言われる美しい湿原が広がっています。高谷池ヒュッテでは新潟の人からアルコール濃度の高い日本酒(20%?)を飲ませてもらいました。

ここはトイレで使用した紙は持ち帰りとなっていました。8月でも登山道はかなりの残雪がある所もありました。



火打山頂上



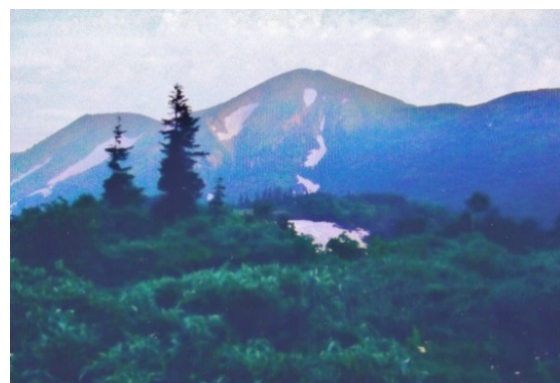
笹ヶ峰登山口



高谷池ヒュッテ



残雪の登山道 (早朝)



天狗の庭近くから火打山

3 3 妙高山 (2454m) 2006年8月7日 (月) 単独

火打山から妙高山に向かいました。途中にはきれいな湿原(黒沢湿原)があり、そばには八角形ドームの独特な形をした黒沢池ヒュッテが建っています。

妙高山は複式火山です。黒沢池ヒュッテの横を通って外輪山を越え、低地に降りたところから中央火口丘の頂上目指しての直登となります。

急こう配のかなりきつい道でした。なぜか頂上以外の写真がありません。

[行程] (火打山・妙高山まとめ)

第1日 名古屋駅→長野駅→妙高高原駅→バスで笹ヶ峰登山口→高谷池ヒュッテ泊

第2日 高谷池ヒュッテ→火打山→高谷池ヒュッテ→黒沢池ヒュッテ→妙高山頂上→北地獄谷→燕温泉→バスで関山駅→長野駅→名古屋駅



妙高山頂上

3 5 高妻山 (2353m) 2000年9月23日 (土) 単独

登山口の戸隠キャンプ場から不動滝を登って尾根に出ると一不動避難小屋があります。この小屋にはトイレが無いらしく裏のあたりはティッシュペーパーだらけでした。ここから高妻山まで十の仏が祀られ、一不動から始まり、二釈迦、三文殊、四普賢、五地藏、六弥勒、七薬師、八観音、九勢至、十阿弥陀と順番に石祠があります（石祠の無い所もあったように思います）。



頂上手前の十阿弥陀には立派な銅鏡が立てられています。五地藏のあたりから天気が悪くなり、頂上は霧の中でした。

[行程]

第1日 名古屋駅→長野駅→バスで戸隠キャンプ場→越水が原 戸隠子舎泊

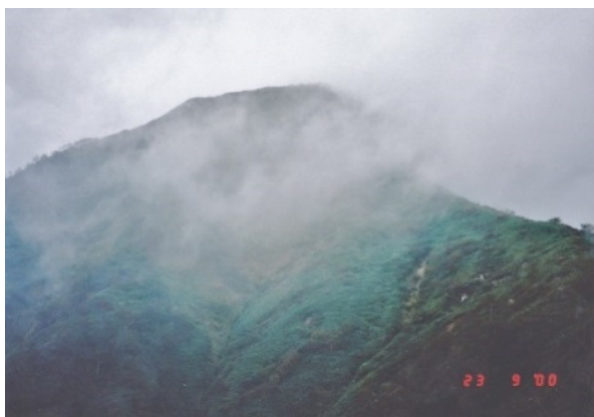
第2日 戸隠子舎主人の車で戸隠キャンプ場→戸隠コース→高妻山頂上→往路下山→戸隠キャンプ場
→バスで長野駅→名古屋駅



清滝付近の登山道



五地藏



八丁ダルミから山頂



戸隠キャンプ場バス停付近

『計量法入門』は、計量法ほか関連する法令の規制の概要を説明した入門書です。

中部地方の環境計量士の集まりに、中部環境計量士会があります。会は、環境計量士制度が設けられて以来の歴史があります。講演会や勉強会、見学会そしてホームページの運用などの活動を行います。そのホームページに、環境計量士になったばかりの人や計量士を目指したい人向けの記事が見当たりません。会の活動の中で若い計量士と計量士国家試験受験者向けの、環境計量の包括的で解説的な資料集を作ろうと提案がされました。

その手始めに作られたのが『計量法入門』です。計量法を中心に置く計量制度は、貨幣制度とともに経済活動の根幹をなす基本的な制度の一つです。その計量法は、経済の発展や国民生活の向上などに役立つ重要な法令です。しかしほかの法令と同様、条文に抽象的な表現も多く、そして法、政令、省令など複数からなり相互に引用されて複雑なため、初心者が容易に読み取れるといえません。

法制度を理解しようとする場合、まず法規制全体を俯瞰し仕組みを体系的に理解する必要があるでしょう。例えば計量士試験の受験の必要な規制に関する部分だけを読みそしてそれで済ましてしまうと、全体が掴めず結局理解できないのです。当然ながら法の作成者は、全体を把握し経緯も知って条文を書いています。従って制度を俯瞰しその経緯や歴史、規定の根拠も知る作業が必要です。

加えてもう一つ初心者にとって縦横の関係をなかなか捉えきれないこともあります。つまり法の規制は、法律だけでなく政令、省令、告示そして通知などを知らないと理解に至りません。更に該当の法律だけでなく、関連する法も知らないと、規制の位置づけや詳細も明らかにならず、わからないのです。規制を法令ごと個々に認識するのではなく、一つに体系化された仕組みとして理解する作業が要ります。

『計量法入門』は、計量法を知りたいと思う方、そして計量士国家試験を受験しようとする方を対象に、法の規制を理解できるよう、できるだけ法の全体を俯瞰し規制の体系を示すように編集しました。少なくとも法のこれだけを知っておけば大丈夫と考えた、実務に繋がる内容をまとめました。勿論、計量士になればその業務は、本資料だけで内容が十分と言えず更に深く勉強を進めなければなりません。

計量法は、貨幣制度とともに経済活動の根幹をなす計量制度の中心をなします。

その計量法を知っていただくため、そして計量士国家試験を受験される方の参考として、更に計量士となって以後の勉強の道しるべとして『計量法入門』をお役だていただければ幸いです。

編集からのお願い

会誌「緑野」や「中部環境計量士会だより」への投稿、ご意見・要望等をお寄せください。

(特に「中部環境計量士会だより」の表紙の写真の投稿をお待ちしています。)